

暮らし

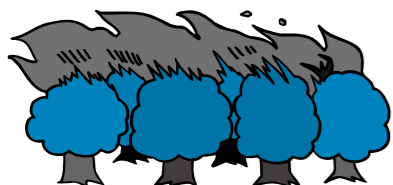
ほっこりお茶っこ飲みませんか

被災して大崎市に住んでいる皆さんの交流の場です。今回は「畑カフェ」です。古川まつりに飾る、七夕飾りを作るプロジェクトも始まっています。ぜひ、皆さんで参加してください。
日時 4月14日(木) 10時～12時
場所 大崎まちづくり支援センター「きらっと」(古川米倉字屋敷42-1)
対象 沿岸部などで被災し、現在、市内に住んでいる人、被災した人を支えている人
申込 電話、ファクス、Eメールで申し込み
共催 まちづくり推進課
問 特定非営利活動法人おおさき地域創造研究会
☎ 25-9956 ㉺ 25-9958
Eメール mail@otsk-kiratto.org

緑の募金への協力をお願いします

緑の募金で集められた募金は、森林整備などの推進に充てられます。4・5月は、全国一斉の緑化運動強調月間です。緑豊かな生活を送るため、協力をお願いします。
問 農林振興課林政係 ☎ 23-7090
または各総合支所地域振興課

山火事を防止しましょう



春は山火事が発生しやすい季節です。山林付近で、害虫駆除などをする際に火入れを行う場合には、必ず市の許可を受けて行ってください。
平成27年統一標語
「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」
問 農林振興課林政係 ☎ 23-7090

カラス・カルガモを捕獲(駆除)します

農作物への被害を防ぐため、カラスやカルガモを銃器で捕獲(駆除)します。
場所 市街地・特定猟具使用禁止区域(銃)を除く市内全域



Table with 2 columns: 地域 (Area) and 実施日 (Implementation Date). Rows include: 古川・松山・三本木・鹿島台・田尻地域 (4月12日(日)・19日(日)), 岩出山・鳴子温泉地域 (4月22日(水)～24日(金))

問 農林振興課畜産係 ☎ 23-7090
または各総合支所地域振興課

介護保険利用者負担額の免除期間は終了しました

東日本大震災に係る介護保険利用者負担額の免除期間は、平成27年3月31日で終了しました。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう帰還困難区域などの被災者は、平成28年2月29日まで免除期間が延長されます。

問 高齢介護課介護給付係 ☎ 23-6125

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の免除

東日本大震災により被災された人の国民健康保険と後期高齢者医療制度の一部負担金が免除されます。

申請の手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

対象 市民税が非課税の世帯で、次の①から③のいずれかに該当する人
①住宅のり災程度が、全壊または大規模半壊の世帯の被保険者
②主となる生計維持者が、死亡または行方不明となった世帯の被保険者
③住宅のり災程度が半壊で、やむを得ず解体した世帯の被保険者

期間 4月1日～平成28年3月31日
※平成26年度中の所得が未申告の人、または平成27年度の市民税が課税

されている人は、平成27年8月以降、免除対象とならない場合があります。

問 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23-6051

自動車税などの障害者減免制度

障害のある人は、軽自動車税や自動車税の減免を受けられる場合があります。減免の対象になる車両は、一人につき一台です。

減免の要件は、以下の窓口にお問い合わせください。

※前年度に減免を受けていた人には、継続申請の書類を郵送します。なお、自動車を変更した場合は新たに手続きが必要です。

※受付期間を過ぎると減免が受けられなくなります。注意してください。

■軽自動車
期間 5月15日(金)～29日(金)
持ち物 運転免許証、各手帳(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、自動車検査証、認め印
窓口 税務課市民税担当(☎ 23-2148)
または各総合支所市民福祉課

■普通自動車
期間 5月25日(月)まで
窓口 県北部県税事務所(☎ 91-0705)

■証明書の発行
自動車を家族や常時介助者が運転する場合は、申請の際に社会福祉課が発行する生計同一証明書(家族運転の場合)や常時介護証明書(介護者運転の場合)が必要になります。手続きの前に社会福祉課障害福祉係(☎ 23-2167)にお問い合わせください。

問 税務課市民税担当 ☎ 23-2148



高速道路を正しく利用しましょう

東北地域の高速道路で、歩行者や自転車の立ち入り、車両の逆走が多発しています。第3者を巻き込む重大事故につながりますので、絶対にやめてください。

万が一、高速道路上で立ち入りや逆走を目撃した場合は、110番または#9910(道路緊急ダイヤル)に通報をお願いします。

問 NEXCO 東日本古川管理事務所 ☎ 23-1010

大崎市商店街店舗リニューアル支援事業

魅力ある店舗づくりによる、にぎわいのある商店街づくりを推進するため、店舗の内装や外装の改修費用を助成します。

詳しくはお問い合わせください。
対象 市内で10年以上営業している小売業、飲食業、サービス業、観光交流施設、保育サービス施設など
※各地域に対象地区を設定します。対象地区内の人で上記に該当する人が助成の対象となります。

対象経費 備品または店舗のリニューアルに関する費用
※備品購入は、1品10,000円以上で合計額100,000円以上が対象です。
※対象経費は税抜きで判断します。

助成金額 対象経費の2分の1以内の額(限度額300,000円)
受付開始時期 6月頃
申込先 商工振興課
問 商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

住宅の改修費を補助します

申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

■バリアフリー改修
65歳以上の人や障害者(3級以上の下肢・体幹の機能障害など)が居住する住宅に、バリアフリー改修工事(手すりの取り付け、床の段差解消、滑り

防止の為に床材などの変更、扉から引戸への変更、和式便器から洋式便器への変更)を行う場合に補助金を交付します。

補助の割合 工事費の40%～100%(限度額は200,000円)

■便所などの水洗化
住宅を下水道などに接続または浄化槽を設置する100,000円以上の工事を行う場合(付帯して行う便所・浴室などの改修工事を含む)に補助金を交付します。

補助の割合 工事費の10%(限度額200,000円)

■共通
対象 次のすべてに該当する人
①市内の住宅で、所有者が居住し、所有者に市税の滞納がないこと
②市内に建設工事の請負契約を締結できる事務所がある業者が工事を行うこと
③工事が平成28年3月21日まで完了すること

その他 申請の前に工事着手したものは対象になりません。また、過去に住宅リフォーム助成事業、快適住まいづくり支援事業などの補助金の交付を受けている住宅は、対象にならない場合があります。なお、予算に達した時点で受け付けを終了します。

申込 建築住宅課に申請書と添付書類を提出

問 建築住宅課建築指導係 ☎ 23-8057

東日本大震災で被害を受けた住宅の修理を助成します

東日本大震災で被害を受けた住宅(り災証明書のある住宅)をこれから修理する場合、工事費用の一部を助成します。申請の前に、手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

対象 次のすべてに該当する人
①市内の住宅で所有者が居住しており、所有者に市税の滞納がないこと
②100,000円以上の修理工事を行うこと
③工事が平成28年3月21日までに完了すること
④過去に地震被害の修理工事などで補助金などの交付を受けていないこと
⑤住宅が東日本

大震災による、り災証明書の交付を受けていること

補助金の割合 地震に係る修理費用の10%(限度額200,000円)

その他 申請の前に工事着手したものは対象になりません。また、予算に達した時点で受け付けを終了します。

※東日本大震災で被災した住宅の修理に対する助成は今年度で終了します。

申込 建築住宅課に申請書、添付書類を提出

問 建築住宅課建築指導係 ☎ 23-8057

危険ブロック塀などの除却助成事業

地震や事故に備え、危険なブロック塀などを除却する場合の工事費用を助成します。図面などの添付書類が必要になりますので、申し込みの前に必ずお問い合わせください。

対象 次のすべてを満たすもの
①道路に面したブロック塀で、市が調査を行い危険と判定したもの
②年度内に工事が完了するもの

※すでに除却したブロック塀でも、市が調査を行っていて危険と判定したもので、工事前の写真などがあれば対象となる場合があります。ただし、地震などにより倒壊したものは対象になりません。

定員 20件程度(予算の範囲まで)
助成額 ブロック塀の面積1㎡当たり4,000円(限度額150,000円)

問 建築住宅課建築指導係 ☎ 23-8057

平成27年交通死亡事故件数 1件1人 (3/17現在)
交通安全ルールを守り 事故を未然に防ぎましょう
シートベルトをしめましょう
制限速度を守りましょう
夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう
運転中は携帯電話の使用をやめましょう
飲酒運転は絶対にやめましょう
問 防災安全課交通防犯担当 ☎ 23-5144